

---

---

## 平成 26 年度第 1 回練馬区子ども・子育て会議議事録

---

---

[日 時]

平成 26 年 5 月 12 日（月）午後 6 時 30 分から午後 8 時 20 分

[会 場]

練馬区役所本庁舎 5 階・庁議室

[出席者]

尾原委員、川本委員、高口委員、佐藤委員、若松委員、興津委員、里中委員、高橋委員、田中委員、土田委員、西村委員、新井委員、川合委員、広岡委員

(事務局)

こども家庭部長、子育て支援課長、保育課長、保育計画調整課長、練馬子ども家庭支援センター所長、学務課長、北大泉幼稚園長、子育て支援計画担当係長

[欠席者]

三宅委員

[傍聴者]

14 名

[次 第]

- 1 量の見込み（案）について
- 2 区域ごとの事業の整備状況等について
- 3 次世代育成支援対策推進法の延長について
- 4 その他

【会長】ただ今から平成 26 年度第 1 回練馬区子ども・子育て会議を始めます。事務局から委員の出席状況についてご報告をお願いします。

【事務局】本日の出席者、委員 15 名中 14 名出席でございます。過半数の出席を得ておりますので、会議は有効に成立しております。

【会長】議事の前に、委員の変更についてご報告があります。

【事務局】(委員変更の経過説明および委嘱状の交付)

【会長】よろしくお願ひいたします。一言ご挨拶をお願いします。

(尾原委員自己紹介)

【会長】活発なご意見をお願いします。では次第に従い会議を進めさせていただきます。

## 1 量の見込み(案)について

【会長】次第 1 の「量の見込み(案)」についてです。資料 1 が出ておりますので、事務局、資料の説明をお願いします。

【事務局】(資料 1 について説明)

【会長】大切なところですので、様々なご意見を頂戴したいと思います。量の見込みがこれで良いのかという点と同時に、親や子どもの現状に基づき数字を決めていくうえで、どう反映しているのかという点も大事ではないかと思ひます。今回だけではなく、次回も引き続きテーマとして議論しますので、活発なご意見をお願いしたいと思ひます。

【委員】一番気になるのは待機児童です。最初にお聞きしたいのは、本年度 4 月 1 日の待機児童数がどの程度だったのかです。

【事務局】本年度 4 月 1 日の待機児童数は、現在集計中で、今月中に集計がまとまる予定です。待機児童の出し方ですが、認可保育所に入所を希望された方で、入れなかった方から認証保育所や保育ママなどの認可外保育施設に入られた方を引いていきます。その作業を手作業で行っていくため、時間がかかります。

【委員】それを踏まえて、前回の資料に待機ゼロを目指してという資料があると思ひますが、今日の別紙の 5 ページの最後の段落、「27 年度には待機児童数がゼロになることに伴い」というところです。待機児童がゼロになったら良いと思ひますが、こちらの資料の量の見込みでいくと、26 年度は昨年度の待機児童数よりも 278 人程度減って、300 人程度の見込みということですが、27 年度は 0 人ということをして現段階では計画されていて、26 年度の待機児童数が確定して 300 人程度であれば計画通りだと思ひますが、実際に 300 人を上回る数字だった場合、「27 年度に待機児童数がゼロになることに伴い」という前提が崩れてしまうのではないかということがとても気になっています。そのあたりをどう考えているのか、お聞かせいただければと思ひます。

【事務局】今委員がおっしゃったように、26 年度の待機児童数が 300 人程度というのを前提としています。これが違った場合、少なれば良いのですが、多くなつた場合には、27 年度にゼロになる根拠が、どうなってくるのかということですが、前回、前々回と議論がありましたが、認可保育所を 1 園つくる時に定員の約 4 割が待機児童の解消に貢献するというので、今回、26 年度の待機児童数を 300 人と見込みました。保育所に入りたいという要望が 25 年度と同じであれば、このような計算で良いのですが、保育所に入りたいという要望が同じ様な状況なのか検証しなければいけないと思ひます。それによって数字の多少の上積みも考え方によってはあり得るかと思ひます。

【委員】それが大幅に上回つた場合に、前提の設定がどうなるのかについてはいかがでしょうか。

【事務局】「27年度に待機児童がゼロになることに伴い」という前提のうえでの量の見込みですので、量の見込みを変えるかどうかの検討は必要かと思います。

【委員】練馬区はマンションがたくさん建っています。そういう場合のお子さんの人数の把握はどうなっていますか。マンションが建ったら引っ越してきますという電話が園にかかってくる。マンションが出来上がる前に園が決まらないと引っ越せないという問い合わせがありますので、そうなった場合、なかなか待機児童ゼロは厳しいと思いました。

【事務局】今回の算定の基礎になっているのは推定児童数なので、児童数が変わってくれば、待機児童数が変わるということもあります。ただ、練馬区においては、畑がマンションに変わっている状況もありますが、児童数はほとんど横ばいという状況です。現状では、急激に増えるということはないかと思っています。人口推計は過去の増減率を勘案しており、基本的には大きく変動しないと考えているところです。ただ、予測できない部分もありますので、激変することがあれば、この計画は5年計画ですが、中間年で見直しをする予定です。大きく状況が変われば、それに対応することを検討していく必要もあるかと思います。

【委員】最初のページの「(2) 算出の流れ」で、ひとり親家庭、フルタイム等、8類型とありますが、ここに5類型までしかないので残り3類型を教えてください。

【事務局】「フルタイム×パートタイム」と「パートタイム×パートタイム」が、長時間のパートタイムと短時間のパートタイムと2類型に分かれます。したがって、「フルタイム×パートタイムの短時間」、「パートタイムの長時間同士」、「パートタイムの短時間同士」、この3類型が加わって計8類型となります。

【委員】長短は何時間くらいですか。

【事務局】基準値が月120時間の労働というのがあります。下限は練馬区の場合48時間に設定していて、120時間以上であれば長時間とみなします。それ未満でも48時間以上でかつ保育園の利用意向があれば、これより短い時間であってもパートタイムの長時間とみなす形で家庭類型を算出すると、手引きには記載されています。

【委員】在宅でフリーランスの人はフルタイム扱いですか。

【事務局】最終的には週の労働状況が何日で何時間なのかによりますが、アンケートの調査項目では週何日、1日何時間お勤めかという質問になっています。これについては、一般的なフルタイムの考え方と同様に週5日以上1日8時間以上お勤めであれば、就労の形態を問わず、フルタイムという形で算定をさせていただきます。

【委員】算出の流れに沿って現在家庭類型の算出をした時に、この類型が何人であるといった途中経過がないので、今の資料だと量の見込みが妥当かどうかわかりません。今回何を求められているかという、出ている数字が妥当かどうかを確認することです。以前いただいたニーズ調査報告書を基に紐解けばこの量の見込みが出る気もしますが、できれば計算過程をいただきたいと思います。もし今回の量の見込みが、現在利用していなくて、でも利用したいという人を潜在として捉えているのなら、私の試算ですと5,000~6,000人くらいになったので、それとほぼ一致するかなと思います。現在利用している人の中でその他という回答があり、それが一時預かりなどで対応していて、本当は認可保育園に預けたいけれども、とりあえず点数を稼がないといけないので利用していないという人もいます。そのような人たちの数も量の見込みに入っているかどうかを知りたいです。もし、それが入っていないとすると、足りないことになるのかと思います。

【事務局】先ほどの計算過程が複雑な計算ですので、数字を出した方が良いのか迷う部分ですが、今回はわか

りやすく結論だけお示ししました。委員のおっしゃるとおりですので、次回わかりやすい資料を用意したいと思います。利用意向についてですが、現在どの施設を利用しているかということではなく、ニーズ調査の利用希望に関する質問、問 14 の「平日定期的に利用したい教育・保育事業」の回答を使用しています。現在どの施設を利用しているかというよりは、実際使いたい事業は何かをベースに算出をしていますので、先ほどご質問いただいた部分については加味しております。また、家庭類型について、現在類型と潜在タイプの違いは、親の就労意向を反映しているかどうかになります。「今はまだ就労していないがこれから働きたい」、または「今はパートだがもっと就労時間を増やしたい」という方々について、一定の条件を満たす方は、フルタイム同士の就労の家庭とみなし、現在類型から類型の移動をしていますので、潜在的にどのくらいのお子さんが保育の対象となる母数になるのかを算出して、量の見込みを出していると言えるかと思えます。

【委員】細かい資料は見たい見たくないがあると思いますが、私はできれば見たくて、妥当性を確認したいと思っているので、お願いします。

【委員】7 ページ「(5) 一時預かり」の「①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」と、「②幼稚園における一時預かり以外の一時預かり」とありますが、これはどういうことでしょうか。

【事務局】まず、①は各幼稚園でも実施していると思いますが、今幼稚園に在園されている方について、通常の教育時間の前後にお子さんを預かっている場合、それを利用したいという意向の方の集計です。②は現状値にいくつか載せてありますように、保育園で今実施している「一時預かり事業」やびよびよで実施している「乳幼児一時預かり事業」など、保育系の一時預かりがメインの集計対象となっています。

【委員】「②幼稚園における一時預かり以外の一時預かり」は、幼稚園でやるのではなく、幼稚園以外のところでということですか。

【事務局】そのとおりです。端的に言えば①以外の一時預かりとご理解いただくのが分かりやすいかと思えます。

【委員】それでは次に、「①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり」の 27 年度見込みの約 310,000 人日というのは、具体的に何園で、何人で、何日くらいという数値なのか、あれば教えてください。

【事務局】数字の中身については詳細の分析が必要です。あくまで目安というところで、仮に週 5 日年 260 日で計算しますと、1 日当たり 1,200 人弱程度の人数です。幼稚園 40 園で割ると、1 日 1 園 30 人程度くらいの需要になるかと思われます。

【委員】今の幼稚園の保育日数は 39 週で、年間 195 日くらいの保育日数です。260 日を幼稚園で預かってほしいというのは、夏休み、冬休み等の長期休みにも預かり保育で預かって、この数に何とかしたいということですか。

【事務局】現状の一時預かりの中身を踏まえた数字ではなく、現状としては、幼稚園の在園児について不定期な保育の利用意向があるかということに基づいて、国の手引きどおりに算出したものがこの数とご理解ください。事業の細かい中身については、一時預かりの幼稚園型という事業が今度新たにできる予定ですので、その内容も踏まえて、どのような形で展開するか、議論をいただくことになるかと思えます。

【委員】内容は大体わかりました。

【会長】今のところはポイントの 1 つだと思います。わたしから 1 つ伺います。5 ページの 3 号認定の量の見込みが国と区の計算が大きく違います。将来的に保育ニーズが喚起されると、国の計算の数値に近づいていくのかという気もしますが、そのあたりのことは把握していますか。

【事務局】0歳の部分ですが、国の手引き上は、実際は0歳の保護者の方は育休を取っていて、実際は保育の必要性に欠けてないという方がいます。

【会長】つまり、ここの量の見込みで区が出している数字は、今現在の0歳児の保育の数から想像してこのような数字になっているということでしょうか。

【事務局】そうではございません。区で計算した値も、基本的には国の手引きの枠組みに則った数字です。それに加えて、細かい算定式まで示されてはいませんが、育休を取られている方について考慮し計算をしました。

【会長】現状値で3号認定の0歳児が1,149人、27年度の量の見込みが1,191人になっています。非常に数字が近いので、現状から計算されたのかと思って聞きました。そうであれば、不安をどなたも感じるのではと思いました。

【事務局】育休の取得者については、独自の補正は加えましたが、基本的には国の手引きに則って算出した数字です。

【会長】(3)、(4)、(5)で、「1号認定」、「2号認定教育利用意向あり」、「2号認定」と3つに分かれています。現状値をみると2号認定6,569人と1号認定11,567人で1対2くらいでしょうか。(3)、(4)、(5)を比較すると、(4)の方が(3)に行くか(5)に行くかで大きく変わってくるので、難しい数字だろうと見ていました。具体的には、幼稚園を利用するか保育園を利用するかどちらかだと思いますが、このあたりの見込みはいかがでしょうか。実際に、現在の親の動向、傾向など把握されていますか。

【事務局】動向を把握しているわけではないですが、現状値が1号認定11,567人、量の見込みの(3)の1号認定が9,913人ですから、この差分については、基本的には幼稚園を利用しながら、預かり保育を利用して対応している状況と見ています。何れにしても(4)については、保育と教育の両方の意向があるということですので、今後どのように確保・対応していくかが焦点になると思っています。

【会長】引き続き2つほど、数字のことで意見を申し上げます。1つは9ページの病児・病後児保育ですが、見方がわかりません。6,760人の定員があつて、実績が3,700人ですということですか。予約が難しいという話を聞きますので、制度が少し改善されると、実績が増える可能性があります。定員を増やせば良いということではないのはわかります。利用しやすくする工夫があると利用者は増えると思います。何か検討されることがあるかどうか教えていただきたい。

【事務局】病児・病後児保育については、それぞれの施設の定員の中で預かるという形になります。病気の発生と空き具合は合わないので、利用しにくい状況です。例えば病後児保育は、医者からの病後になっているという証明が必要です。その手間があります。巡回はしていますが、施設に医師は常駐していないので、預かれる状況かどうかの判断ができません。一度病院に行ってから、来ていただきます。そういったことがあるので、手間なのかと思います。できる限り利用しやすいようにしたいと思いますが、改善できる部分と対応が難しい部分もあると思います。

【会長】病児・病後児保育施設には医者はいるのですか。

【事務局】現在4箇所ありますが、同じ建物の中に医者が出て、その中で病児・病後児保育をしているところがあり、そこは一体になっているので良いのですが、他については医者の巡回という形になります。

【会長】医者が常駐していて、そこで診てもらってすぐ預かってもらえると思ったものですから、お伺いしました。もう1つ、学童は現在小学3年までですが、高学年の学童はいつから始まりますか。

【事務局】今回、子ども・子育て支援法と併せて児童福祉法が改正され、学童クラブは「おおむね10歳未満」

というのがなくなり、「小学生」ということになりました。27年度から高学年も対象になりますが、高学年までやることを国が義務化したものではありません。区としては、小学1年から6年まで同じ部屋の中で同じように保育することは困難であると予想しますので、これについては今後検討していきたいと思います。今すぐ、来年4月から6年生までというのは区としては厳しいと思います。高学年・低学年のニーズを合わせると6,000人くらいになりますが、今、区で預かっている数が約4,000人なので、約2,000人増えることとなります。これまでは需要が増えると、建物を建てて対応してきましたが、そのような対応も難しい状況です。総合的な放課後児童対策をどのようにやっていくのか、考えを整理して行く中で、高学年の対応について、いつ、どのようにやっていくのか考えたいと思います。

**【会長】** 現況の学童を見ていると、3年になったら学童にはいられないなという感じがします。学童は色々な場所にありますが、知的な面や遊ぶ面などで、あの環境ではかわいそうに思います。子どもの発達を考えると、低学年と中学年では学童のあり方をかなり大胆に考えていくべきだと思います。場所によって違うと思いますが、今の学童のあり方はこれで良いのかという感覚を持っています。小さい部屋で親が迎えにくるまでの間、3、4時間でもあのような場所に子どもを閉じ込めておくのは、日本の子育てのあり方が良いのかと感じるところがあります。是非検討していただきたいと思います。

**【委員】** 学童のあり方というお話が出ましたので、街で見かけた現状をお話しします。小学4年生以降の子どもたちは学童がないので、そうすると夏休みなどの休みの期間に特に目立ちますが、高学年の小学生がスーパーでおかしな行動をしているのを見かけました。例えば、ゲームのカードの封を全部開けて、自分の欲しいものを買おうとしている行為を見かけました。声をかけると、いけないという顔をして逃げて行きました。また公園で、私の子どもが幼稚園くらいの時に遊ばせていて、高学年くらいの子は乱暴な遊びをしていて、注意をしたことが多くありました。学童を4年生以降なくすのはどうかと思っていました。ただ、全学年一緒は、無理があると思います。5、6年生の子どもは夏休みなどの長期休みは家で1人で待っています。そこで、あの子の家は親が働いていないから遊びに行こうとする友達があります。その家の子が、お母さんがいない時は家に入れてはいけないと言われているからと言っても、5、6年になると知恵がついてきて、トイレを貸してなどと言って入り込んでそのまま居座ったりなど、色々な話を聞きます。実際、小学生の高学年の子どもたちの居場所づくりが厳しくなっているのは私たち保護者も感じています。

**【委員】** 今、学童の問題が色々出ましたが、学校応援団のひろば事業も始まりました。その中で学童に行かないお子さんに学校の教室等を利用してもらい、小学1年から6年まで来て、充実して過ごしてもらっています。私もスタッフで入っている時もあり、6年生も一緒になって遊んだり、学童の子どもたちが場所を変えて、ひろばに来て遊んだりしています。学校によってそれぞれ違うと思いますが、区も学校応援団も力を入れて取り組んでいますのでどんどん保護者が意見を出していただくと、ひろば事業も拡大していくのではと思います。

**【委員】** 病児・病後児保育やショートステイの話に戻りたいのですが、病児・病後児保育の実績の部分で、利用者が少ないというのを聞いて驚いています。ママたちからすると、いっぱい入れないから申し込むのを止めようというようなイメージがあったので、私たちの実感と違うと思いました。ショートステイとトワイライトステイで、ベビーシッター事件の報道がされていた中で、ショートステイとトワイライトステイを自治体がやっていることを知らない人が結構いるという報道を見て感じましたが、もう少し利用しやすくしたり、周知方法を検討したりするなど、何か対策を取られる予定はありますか。

【事務局】 病児・病後児保育の定員と実績の差ですが、インフルエンザの流行時などに多くのニーズがあり、その他の病気の流行期ではない時は空いてしまうという状況があるためです。そのような事情があり、集中した時、定員以上は入れません。そのため、使いづらいというご意見をいただく一方、そうでない時は空いているので、運営的には、空いていて困るという状況です。一定の時期に多くのニーズが集中するので、結果として、年間通してみると定員が埋まらず、実績が上がらない状況になっています。

【事務局】 ショートステイとトワイライトステイの周知について、ご説明します。今どのような形で周知をしているかという点、まず妊娠がわかった時に、産まれた後のサービスも含めて、各地域の保健相談所を通して周知しています。赤ちゃんが産まれたら、練馬子ども家庭支援センターから、「ねりまエンゼルナビ」という詳しいサービス内容が書かれた冊子を、子育てスタート応援券と一緒に全員に送付させていただいています。今はインターネットの利用も多くなっていますので、区のホームページにホームページ版のエンゼルナビも掲載しています。さらに、各地域の子ども家庭支援センターでもパンフレットを作るなど、利用促進を図れるように努めています。今、ご意見をいただきましたのでさらに周知できないか、検討したいと考えています。

【委員】 まず、学童のことで、時間を長くしてほしいとも思っております。また、量の見込みですが、以前は広域入所ということで、保育園は他区と隣り合っている場合は、練馬区の子が優先されるが、他区の子も入れるということでした。地方分権になってからは、練馬区の子は練馬区でなければいけないということになっていると思いますが、それに関する量の見込みの考え方として練馬区はどのようにお考えでしょうか。

【事務局】 現状、他区の方についても一定の制限はありますが、受付をしています。例えば4月の入所については受け付けません。ただ、秋からは受け付けますとか。年齢別に、そのような入所で、他区の方も練馬区の保育所に入っています。逆もあります。お互いに待機児童が多いので、一定制限をかけながら受け入れをやっている状況です。

【委員】 練馬区の子は練馬区の保育所しかだめだと勘違いしていました。子ども・子育て会議の目的はすべての子どもの最善の利益ということでしたので、それなら良かったなと思いました。

【委員】 先ほど、ニーズ調査の結果から分析した非常に細かい数字のご提示がありました。この数字の問題は前も話しましたように、少し前提が崩れると、がらりと変わるということです。例えば国でも、女性が働きやすい制度にしようなどと、課税対象の問題、また、労基法、育児休業法など検討しています。国の制度が変わってくると、女性の働き方が変わってきます。そういったファクターは大きいと思います。まだ決まってないことがあって、これからどういう決まり方になるかわかりませんが、決まり方によっては、もっとニーズが増えるところと減るところと当然出てくると思います。そうした時に、一旦決めると、変更しないで機械的になってしまうこともあります。様々なファクターによって、途中で見直す時期が期間内に出てくると思うので、見直しの時期を出す制度にしてほしいと思います。一度決めたら動かないことが行政には多いので、柔軟にそのときの社会の制度によって、見直しをしていただきたいです。人口、子どもの数もこのままだと、どんどん減り、グラフにすると日本人はいなくなるのではないかと思います。そういうことはあり得ないので、途中で見直すことをしていかなければいけないとも想定からずれていくと思います。

【会長】 今のご意見は説得力があると思います。子ども・子育て会議の重要な意見として、改めて申し上げておきたいと思います。待機児童ゼロという政策を掲げられたのですから、そこから出発するべきで、数値がずれてきたら見直していくということをやっていただきたいと思います。

## 2 区域ごとの事業の整備状況等について

【会長】次第2の「区域ごとの事業の整備状況等について」に進みます。資料2が出ております。事務局、資料の説明をお願いします。

【事務局】（資料2について説明）

【会長】前回、区域の話を議論しましたが、区域ごとに出していただいたわけですね。これを受けて議論となりますと、難しいと思いますので、関連したテーマにストレートにご質問してくださいということではなく、ご自分の日頃の生活や子どもの関係の中からお感じになっていることからご発言いただければいいかと思います。

【委員】地域子ども・子育て支援事業に書いてある学童クラブと、放課後児童健全育成事業に書いてある学童クラブは同じ学童クラブだと思いますが、クラブ数や受入上限数が違うのはなぜでしょうか。

【事務局】事業としては全く同じ内容になります。年度が違うだけで、25年4月1日時点と26年4月1日時点といった差です。

【委員】数や4区域というのは前回もお話しさせていただいたので、私としては特にはありません。学童クラブについて申し上げますと、小学6年生までというお話がありましたが、障害のある子どもたちは基本6年生まで学童クラブで活動できます。今までは、放課後児童デイサービスというのがなかったので、そこで6年生まで活動していました。障害のある4年生から6年生というのは、体も大きくなり、運動も活発になるので、健常な1年生から3年生の子どもたちとは差があります。学童クラブでは、散歩に行くのにも誰か1人付かないといけないので、大変だということで、やむをえず退会する方も何人かいました。そのような話が多かったので、福祉関係の部署に特別支援学校の保護者も相談して、放課後児童デイサービスが始まりました。学童クラブが小学6年生まで延びるということになれば、その小学校の児童でなくても、障害のある子ども、低学年時に入会していなくても、4年生から6年生の途中から入れるようになるので良いと思います。また、学校応援団と一緒に地域の子と放課後の活動ができると良いと思いますので、そういった形で参入できたらいいと思います。今のところ区では検討中とのことなので、決定したらまた色々とお願ひしたいと思います。

【事務局】障害のあるお子さんの放課後対策ですが、今委員がおっしゃったとおり、学童クラブでは小学6年生まで入っていただいているところですが、私共としては、人的配置や施設の整備も含め対応しているところですが、そういうお話があれば、別途検討して行きたいと思います。学校応援団のひろば事業ですが、基本的には保育ということではなく、学校応援団のスタッフは専門職ではないので、見守りをします。対応には限界があるのが率直なところですが、学校応援団のスタッフには様々な研修を受けていただき、対応のスキルを上げていただいています。そのままで行っていないのが現状です。このようなことも含めて、総合的な放課後児童対策はどうしていくべきかというお話があるかと思います。先ほどもお話がありましたが、4年生以降の学童クラブに行っていない子どもたちも含めた三季休業期間中の居場所のあり方についても検討が必要です。学校応援団のひろば事業は三季休業期間中はやっていませんが、モデル事業として、そこを活用した居場所づくり事業も始めています。高学年の方の利用は少ないですが、お昼をみんなで食べる姿は非常に良い光景で、これがないと、1人で自宅で食べていることもあるかと思います。このようなことも含めて、放課後児童対策のあり方も検討して、良いものを作っていきたいと考えています。

【委員】病児・病後児保育の利用実績、延べ利用人数は単に4区域に割っただけですか。ここだけが按分になっていますが、理由がありますか。

【事務局】施設数に応じて按分しています。実際に、各地区に1施設ずつありますので、たまたま4分の1ずつになっている状況です。

【委員】知り合いの方で、今、子育てをしている5歳のお子さんを持つ母親から相談されたお話です。仕事をしたいくて、色々な企業に面接に行ったそうですが、子どもが小さいと休まれるということで、なかなか就職ができなかったそうです。事業主が病児・病後児保育があるということを知っていたら、そのようなことも少しは少なくなるのではないかと思います。私は事業主代表でこの会議に来ていますが、そのような事業があることを私でさえ知りませんでした。区で事業主に対しても子育てサービスの周知をしていただくと、採用もしやすくなるのではないかと思います。その方は10社受けても決まらなかったそうです。事業主は、はっきりとは言いませんが、小さいお子さんがいて、急に休まれると困ります。それが1番の悩みだそうなので、そこを考えていただいたら事業主が雇用しやすくなるのではないかと思います。

【事務局】貴重なご意見をいただきました。病児・病後児保育については、区内でも数があるわけではありません。そういったこともあり、存在自体を知る機会がないのかと思います。ご意見をいただいたので、広報について検討をしたいと思います。練馬駅北口のココネリという建物の4階に、8月に10名定員の病児・病後児保育室ができる予定です。広報に努めたいと思います。

【会長】今の委員のご発言の大事な点は、事業所へも広報してもらいたいという点だと思いますので、検討のポイントをそこに置いてもらいたいと思います。

【委員】学童クラブですが、小学6年生までになるというのはとても良いと思いました。違う立場ですが、私は小学校の校長をしていました。学童の子どもたちはこっちに来てはいけないなど、校庭で遊ぶ場合も区切っていました。怪我などの面で心配して分けていたのだと思います。学校の先生は、学童の生徒は仲が良く、いつもその子たちで固まってしまう、もっとみんなと遊べたらと言っていました。昔は児童館の中に学童があつて、普通に遊びに来た学校の子どもたちとも一緒に遊べました。学童の子どもたちもみんなと触れ合っていました。先ほど会長が言われたように、子どもにとって何が良いのか、どういう形の学童クラブが良いのか、考えなければなりません。子どもが伸びやかに楽しいと思っていける学童クラブの作り方がこれからの課題だと思います。

### 3 次世代育成支援対策推進法の延長について

【会長】次第3の「次世代育成支援対策推進法の延長について」です。資料3が出ております。事務局、資料の説明をお願いします。

【事務局】(資料3について説明)

【会長】この次第3に限らず、ご意見、ご質問がある方、挙手をお願いします。

【委員】先ほどの委員のご発言に関連して、保育園や学童クラブの問題には、母親の働き方の支援も同時に考えないと、両輪が回らないのではないかと思います。残念ながら練馬区の会社ではありませんが、主婦だからこそ雇うという会社があります。主婦が5~6人パートでいて、自分たちでどんなローテーションを組んでも良くて、子が病気になれば、他の人に代わってもらい、自由で、仕事さえ終わればいつ帰っても良いという会社があります。主婦も能力が発揮できて喜びがあり、お互いにウィンウィンの関係が出来ています。そのような職場の支援も練馬区でも考えていただけないかと思います。

【会長】ここでの議題になるかわかりませんが、すごく大事なポイントだと思います。

【委員】今回の次世代育成支援対策推進法の見直しのポイントで、事業主の行動計画の策定・届出について、一定の基準を満たした企業にとありますが一定の基準というのは何でしょうか。私の会社は中小企業

ですが、次世代育成支援にあまり力を入れていなく、反省すべきところですし、中小企業は特に分からない部分がとても多いので、周知をしないと先に進んでいかないと思います。

【会長】例えば父親が育児休業を取ったか、等が認定の基準になっていたかと思います。

【事務局】今すぐには詳細は出ないので、次回までに整理してお示ししたいと思います。会長がおっしゃった項目等、区も国からこの率を達成しなさいということが来ていますので、そういうことを含めたものかと考えています。

【会長】最後に、副会長お願いします。

【副会長】すでにたくさんご発言いただきまして、疑問に思っていたところがたくさん重なっていましたが、皆様のご意見があり、大変ありがたいと思っています。今日は量の見込みなどの数の問題が中心でした。そのあたりを考えておりましたが、委員のご意見を伺っていると、数だけではなく、質の問題が気になります。私も大学で保育者養成に関わっていますので、数が多ければ良いという部分に意識が行ってしまいますが、保育の内容や年齢に応じた適切な活動が充実されるような環境であるかなども気になってはいました。量のことを中心で、できるだけそういった場を設けたいという意見ですので、ノーマライゼーションの問題や保育の質の問題、年齢の高いお子さんたちの自主性、自発性、活動性の問題、そのようなことを考えると、量だけではなく、内容を充実させる方向に行かないといけないと思います。ここで終わってはいけないだろうし、この後もこのような議論が続くと良いと思います。今日の感想を述べさせていただきました。

【会長】これにて議論を閉めたいと思います。事務局から事務連絡です。

【事務局】次回の日程です。次第の下に書かせていただいておりますが、次回は2週間後、5月26日（月）の午後6時30分からここの会場です。月2回の開催で恐縮ですが、よろしくをお願いします。

【会長】5月26日（月）、委員の皆様は予定調整のうえ、ご出席をお願いします。これにて終了とします。